

- 自国の運転免許を保有する外国人が日本の運転免許に切り替えずとも空港の制限区域内で車両の運転が可能となるよう、空港内の安全性を確保しつつ、必要な枠組みや要件について検討し、空港管理者が行う空港の制限区域内の運転許可に係る通達を改正するとともに、2025年10月に業界団体へ実施要領を送付した。

規制改革の内容

措置前

特定技能の在留資格等で就労する外国人が空港内でグランドハンドリングに係る車両を運転する場合、一部を除き（※）、日本の運転免許が必要。免許取得は時間と費用を要するため、即戦力にならない。

※ジュネーブ条約に基づき国際免許証等の発給が可能な国において発行された国際免許を保有する場合、日本の運転免許は不要。

措置

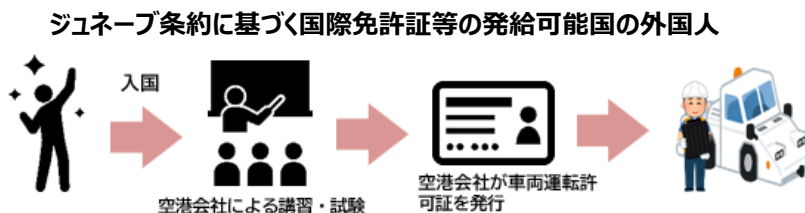
自国の運転免許を保持する外国人は、事業者による講習、指定自動車教習所において評価を受けることにより、日本の運転免許の取得を不要とする。

効果

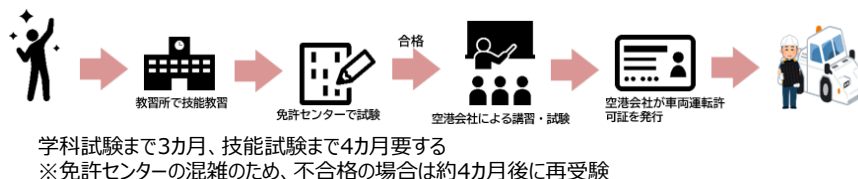
**グランドハンドリング業界の人手不足の解消
インバウンド回復に伴う需要の増加に対応**

規制改革の概要

従前



上記以外の外国人※自国の運転免許を有する者



免許取得に時間・手間・費用がかかり即戦力にならない!!

措置

自国の運転免許を保持する外国人は、事業者による講習及び指定自動車教習所において評価を受けることにより、日本の運転免許の取得が不要に！

